

① 人員に関する基準

【指導事例】

- ・事業所ごとに、保健師、看護師又は准看護師を、常勤換算方法で2.5人以上配置していなかった。
- ・勤務形態一覧表（実績）に、実態と乖離した勤務時間数が記載されていた。
- ・勤務日及び勤務時間が不規則な看護師等（事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者）の勤務時間数の管理が不適切だった。
- ・業務等を兼務している従業者の勤務状態や勤務時間を切り分けていなかった。
- ・従業者の出退勤記録がなく、勤務実態が確認できなかった。

指定基準でサービス種類別に定めている人員は、最低限の人員配置です。人員基準を満たさない場合や適切な運営が見込めない場合は、指定の取消し等の行政処分が行われる可能性があります。

T i p s) 月ごとに勤務形態一覧表を作成し、基準上必要な人員を満たしているか毎月確認してください。

代表取締役（法人役員）等であっても、基準上必要な職種である場合は、人員の充足を挙証できるようタイムカード又は出勤簿などの出勤時間・退勤時間が記された記録を作成してください。

常勤換算の計算には、保険外サービスを行った時間を含めることはできないことに留意してください。

② 運営に関する基準（主治医との関係）

【指導事例】

- ・主治医による指示を文書で受けずに、サービスを提供していた。
- ・サービス提供開始後に、主治医からの指示書の交付を受けていた。
- ・サービス内容が、主治医の指示書の内容と相違していた。
- ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出していなかった。

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければいけません。

サービス提供の開始に際し、主治医による指示を文書で受けなければいけません。

主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、サービス提供に当たって主治医との密接な連携を図らなければいけません。

T i p s) 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師のことです。主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできません。

③ 運営に関する基準（訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成）

【指導事例】

- ・訪問看護計画書を作成せずに、サービスを提供していた。
- ・居宅サービス計画に沿った訪問看護計画が作成されていなかった。
- ・訪問看護計画書の内容が不十分であった。

利用者ごとに訪問看護計画書を作成するに当たって、利用者の希望及び心身の状況、主治の医師の指示を踏まえて、看護目標、具体的サービス内容等を記載しなければいけません。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければいけません。

訪問看護計画書の主要な事項（訪問看護計画書の目標や内容等、その実施状況や評価）について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があります。

訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付する必要があります。

訪問看護報告書には、訪問日や提供した看護内容等を記載しなければいけません。

事業所の管理者は、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければいけません。

T i p s) 主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できますが、電子署名が行われていないメールやSNSを利用した訪問看護計画書等の提出は認められません。

④ 報酬に関する基準（緊急時訪問看護加算）

【指導事例】

- ・ 緊急時訪問看護加算の算定に当たって、利用者の同意を得ていなかった。
- ・ 24時間連絡体制が不十分であった。
- ・ 緊急時訪問看護加算を算定した上で、早朝・夜間・深夜のサービス提供に係る加算を請求していた（1月以内の2回目以降の緊急時訪問を除く。）。

利用者又はその家族等から看護に関する意見を求められた場合に24時間対応できる体制を整備し、その体制にある旨を利用者に説明し、同意を得なければいけません。

サービスを提供する事業所が医療機関である場合については、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制を整備し、その体制にある旨を利用者に説明し、同意を得なければいけません。

緊急時訪問看護加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所のみ算定できることから利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認する必要があります。

T i p s) 24時間連絡できる体制として、次のような体制は認められません。

- ① 当該事業所以外の事業所又は従事者を經由するような連絡相談体制
- ② 当該事業所以外の者が所有する電話を連絡先とすること。

また、緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当する者は、原則として当該事業所の保健師又は看護師とする必要があります。例外規定については、基準省令及び解釈通知を確認してください。